

## さっぽろとれたてっこ制度 実施要綱

令和元年5月21日  
札幌市農業振興協議会

(制度の目的)

第1条 さっぽろとれたてっこ制度（以下、「制度」という。）は、大消費地の中で営まれる本市農業の利点を生かし、産地表示による札幌の農産物の地産地消の拡大を目的とする。

(さっぽろとれたてっこ)

第2条 この要綱において、「さっぽろとれたてっこ」とは、いずれかに該当する者が生産する農産物をいう。

- (1) 札幌市内に居住する農業者
- (2) 札幌市内の農地で農産物の生産を行う農業者
- (3) 札幌市農業振興協議会会長が特に認める者

(安全・安心な農産物への取組みや環境への配慮)

第3条 さっぽろとれたてっこの生産者は、農産物の生産にあたり、安全・安心の向上や環境への配慮に向けて、以下の取組みを目標とする。なお、このことについて必要な事項は、別に定める。

- (1) 適正な土づくりや施肥のための、3ヵ年以内毎の土壌診断の実施。
- (2) 生産履歴に基づく、施肥管理と防除管理の実施。

(さっぽろとれたてっこマークの表示)

第4条 制度の実施にあたっては、別図に基本デザインを示した、さっぽろとれたてっこマークの表示（以下、「表示」という。）により地産地消の拡大を推進していくことができる。なお、このことについて必要な事項は、別に定める。

- (1) さっぽろとれたてっこマークに関する商標権は、札幌市及び札幌市農業協同組合が所有する。
- (2) 表示は、さっぽろとれたてっこの販売等において、札幌市農業振興協議会への申込みにより行うことができる。

別図 さっぽろとれたてっこマーク



(さっぽろとれたてっこ推進委員会の設置)

第5条 札幌市農業振興協議会会長は、制度の運用にあたって、表示その他の取組みを評価・改善するため、さっぽろとれたてっこ推進委員会を設置する。なお、このことについて必要な事項は、別に定める。

(その他)

第6条 さっぽろとれたてっこの生産者は、制度の普及啓発に努め、その運用に協力すること。

附則 この要綱は、令和元年5月21日より施行する。

令和2年5月13日一部改正